

農振除外申請から農地転用の流れ 〇〇年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
①申請前相談	受付期間前にご相談ください	→								
②除外申請の提出 ※受付期間は、1ヶ月間です。 詳しくは、町ホームページを ご覧くださいか、産業振興課 までお問い合わせください。	必要書類 ・農地転用事業計画書 ・位置図 ・該当地の土地登記簿謄本 ・該当地の公図 ・資材置場・駐車場等事業計画書 ・転用の計画図(平面・断面図) ・被害防除策等概要書 法人での申請の場合 ・会社の登記簿謄本 ・定款		→							
③書類審査	除外申出者へ内容確認のため連絡をする場合があります。			→	→					
④関係機関への 意見聴取	(土地改良区・JA・ 農業委員会 ・(町)建設整備課への意見聴取)			→						
⑤県との事前調整	協議回答(内示)					→				
⑥農振変更計画 の公告縦覧	公告縦覧30日間 + 異議申立15日間							→		
⑦農地転用申請書の提出	公告期間開始日より転用申請受付可能 農業委員会の受付締切日:総会月の前月末日 ※必要書類については、別紙参照							→		
⑧農業委員会で審議	毎月末に開催予定 総会后、県へ意見書を添え申請書の送付							◎	→	
⑨変更公告	県への縦覧終了報告後、協議同意通知あり 町での1日「変更公告」により除外終了								→	
⑩農地転用許可	許可書の発行									○

除外手続き

転用手続き

黒字・・・行政での手続き

赤字・・・申請者の手続き

※あくまでも大まかな目安でのスケジュール表です。内容によっては、時間が必要になる事がありますのでご了承ください。